

東京都管理河川の氾濫に関する 減災に向けた取組方針(案)について

減災協議会設置の経緯(1)

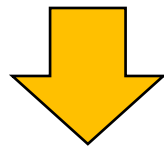
- 平成27年9月、関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生



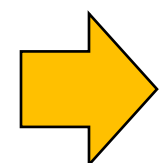
- 平成27年12月に社会資本整備審議会の答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による水防災意識社会」の再構築に向けて～
- 国土交通省では、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、『**水防災意識社会 再構築ビジョン**』を策定し、国直轄河川で減災対策協議会を設置

減災協議会設置の経緯(2)

- 平成28年8月には、台風第10号等の一連の台風によって、国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や経済被害が発生



- 平成29年1月に社会資本整備審議会の答申「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」
- 平成29年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、改正水防法が施行され、大規模氾濫減災協議会の創設が法に規定



都では、平成29年12月に減災協議会を設置

減災協議会の取組の対象外力、取組内容

【協議会の取組が対象とする外力】

- 取組の対象外力は、想定最大規模降雨とする。
- 想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が未作成の流域では、作成までの期間は、現在公表している東海豪雨規模降雨で、検討していく。

【協議会の取組内容】

- 減災対策を進める上で前提となる河川整備等の実施状況等の共有
- 地域の水害リスク情報の共有
- 各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けて取り組む事項について協議及び取組状況の共有

減災に向けた取組

- 平成29年6月19日の改正水防法の施行と合わせて、国土交通省から、「水防災意識社会」の再構築に向けた、緊急的に実施すべき事項について、以下の通知が発出

①水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について

②「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(32の取組)



東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会規約第5条に基づき、東京都各建設事務所管内の実情に応じた減災に向けた取組について、11の幹事会で検討



各幹事会で検討した取組を集約し、各構成機関が実施する取組として取りまとめた「**取組方針(案)**」を作成

取組方針の構成【1～4章】

1 はじめに

減災協議会の設立背景、趣旨

2 本協議会の対象河川

一級河川(90河川)、二級河川(10河川)

3 本減災協議会の構成員

東京都建設局長、区市町村長、気象庁東京管区気象台気象防災部長、国土交通省関東地方整備局の各河川事務所長、東京都各局の構成員

4 東京都管理河川の概要と近年の溢水実績

水系別の河川概要や近年の洪水による被害状況(平成17年、20年、22年、26年、28年の豪雨災害)

取組方針の構成【5章】

5 減災のための目標

東京都管理河川の特性を踏まえた減災のための目標

■達成すべき目標

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受け、東京都管理河川の特性を踏まえ、平成33年度を目途に達成すべき減災目標を以下のとおり設定

東京都管理河川の氾濫に伴う水害に対し、
确实、迅速な情報伝達及び避難勧告等の発令体制を構築することにより「**人的被害をなくすこと**」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「**物的被害を最小限度にとどめること**」を目指す。

取組方針の構成【6章】

6 目標達成に向けて概ね5年で実施する取組 各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む内容

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
- 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

2) 的確な水防活動のための取組

- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
- 区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

3) 氾濫水の排水に関する取組

- 氾濫水の排水に関する事項

4) その他の取組

- その他の事項

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

■ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ① 洪水時における河川管理者からの情報提供
- ② 避難勧告等発令の判断基準等及び水害対応タイムライン
- ③ 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供
- ④ 隣接区市町村等への避難体制
- ⑤ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成、訓練の実施支援・指導

■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ① 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- ② 水害ハザードマップの作成、改良と周知
- ③ まるごとまちごとハザードマップの促進
- ④ 浸水実績等の周知
- ⑤ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- ⑥ 防災教育の充実

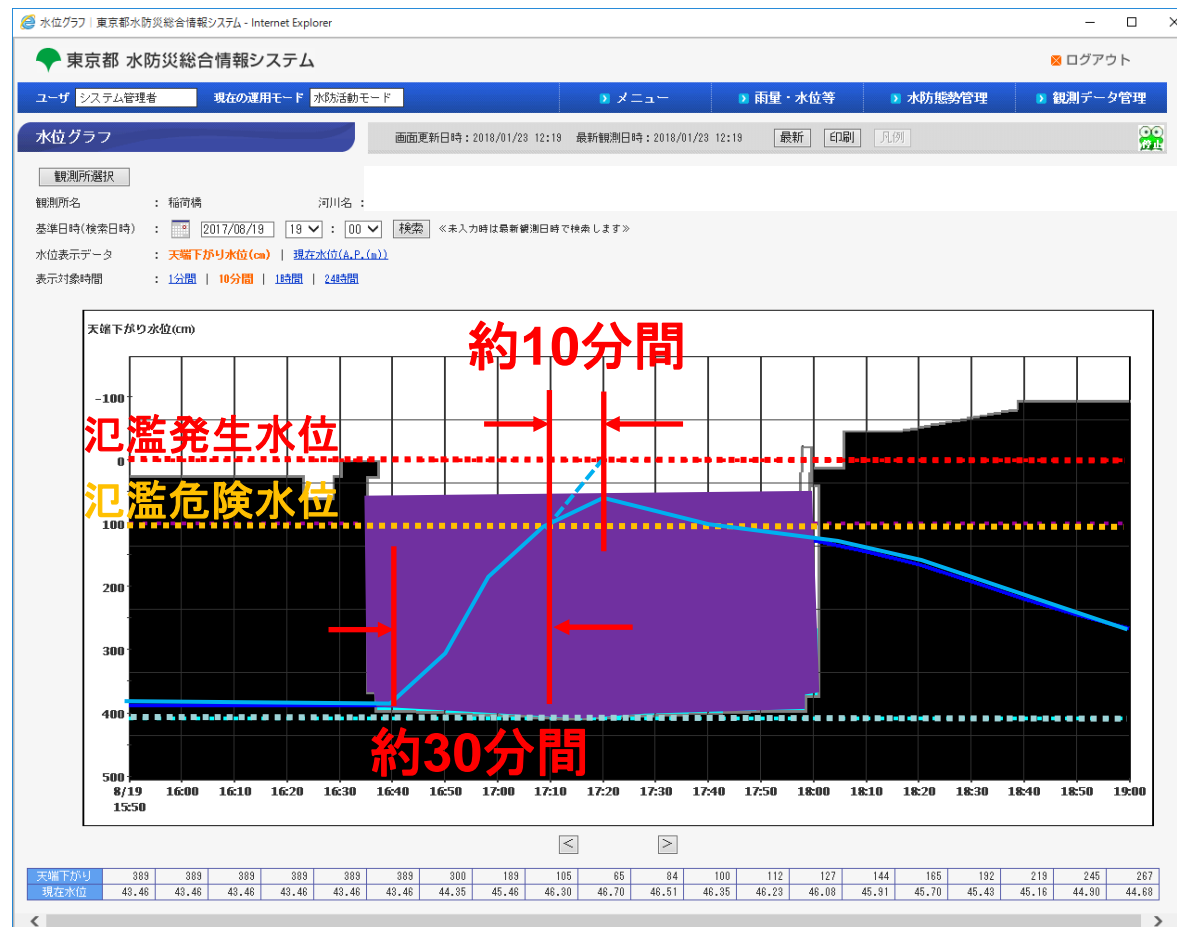
■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ① 水位計、河川監視用カメラの整備

洪水時における河川管理者からの情報提供等

水害は、河川の状況を踏まえ、適切に行動・対応することで人的被害を防ぐことが可能である。
その一方で、避難勧告等の発令の遅れなどが、毎年のように取り沙汰されている。

避難勧告に直結する氾濫危険情報等を、直接、区市町村長に伝達することが有効



水位上昇から約30分で氾濫危険水位到達、そこから氾濫発生水位の到達まで約10分と推定され、電話での対応は困難。

短時間で急激な水位上昇

氾濫発生前の電話による情報提供は困難

図 H29.8.19 石神井川(稲荷橋)
氾濫危険情報発表

プッシュ型のホットメールを構築

洪水時における河川管理者からの情報提供等 [石神井川水位状況]

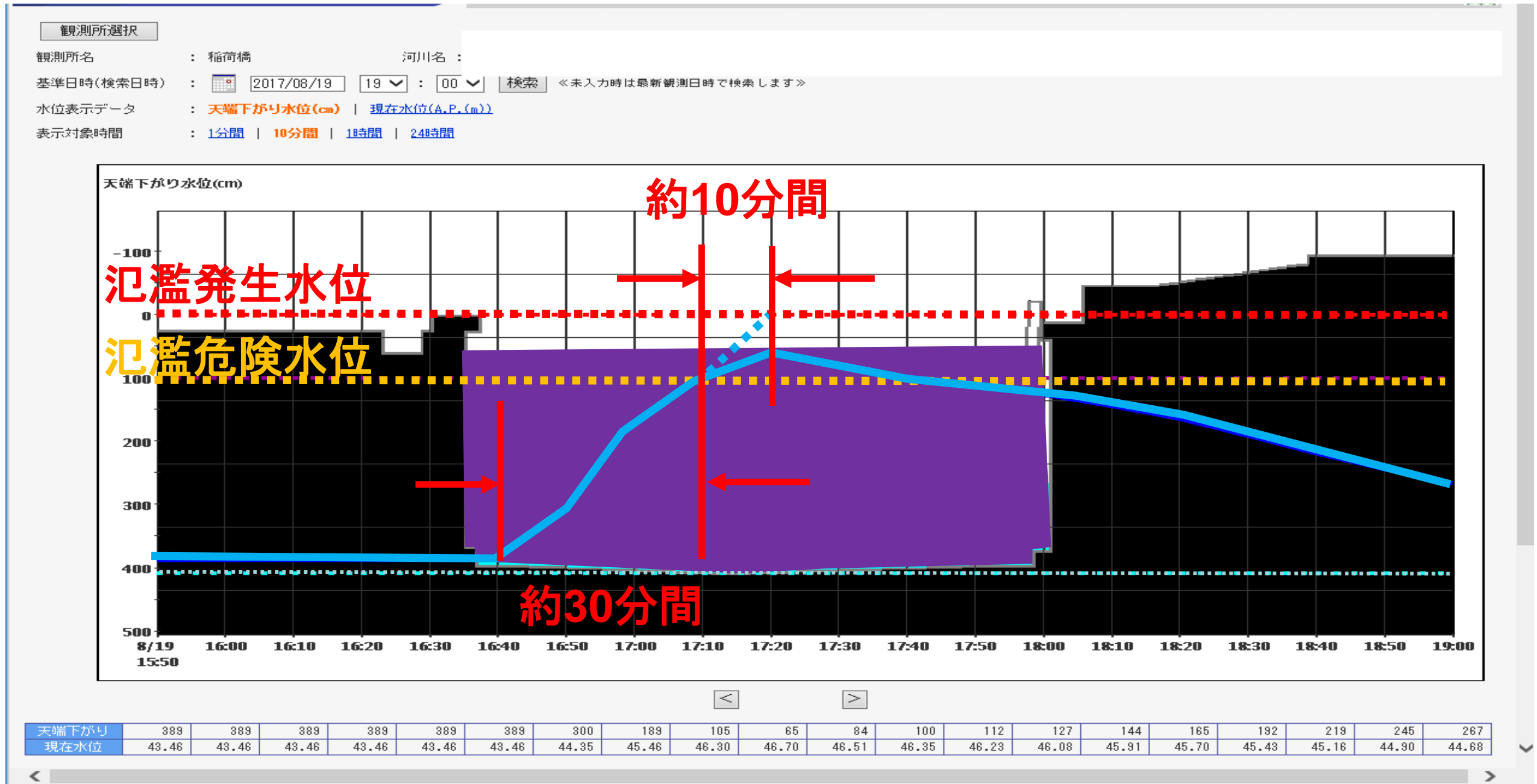


図 H29.8.19 石神井川(稲荷橋)
氾濫危険情報発表

洪水時における河川管理者からの情報提供等 [ホットメールの取組]

A 区市町村長へのメール(メインメール)

東京都

メール
送信

区市町村長

**区市町村長へのプッシュ型
ホットメール**

区市町村長の携帯電話・スマートフォン等へ避難勧告に直結する氾濫危険情報を直接連絡する。
⇒「今まさに危険な状態であることを伝達」

B 防災担当部署へのメール(サブメール)

東京都

メール
送信

区市町村
防災部署

**氾濫危険情報を防災部署に
発表と同時に伝達**

・ホットメールの補完

メインメール配信文例

本文:

水位周知河川情報

善福寺川氾濫危険情報

西田端橋水位観測所

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

東京都建設局発表

(主文)

善福寺川の西田端橋水位観測所(杉並区荻窪1-44)で、避難勧告等(垂直避難を含む)の発令の目安となる氾濫危険水位A.P.40.56mとなりました。

堤防の上端まであと0.30mとなっております。

(観測情報ホームページ)

東京都

<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>

杉並区

<http://www.micosfit.jp/suginami-ku/>

問い合わせ先

東京都水防本部(建設局河川部)

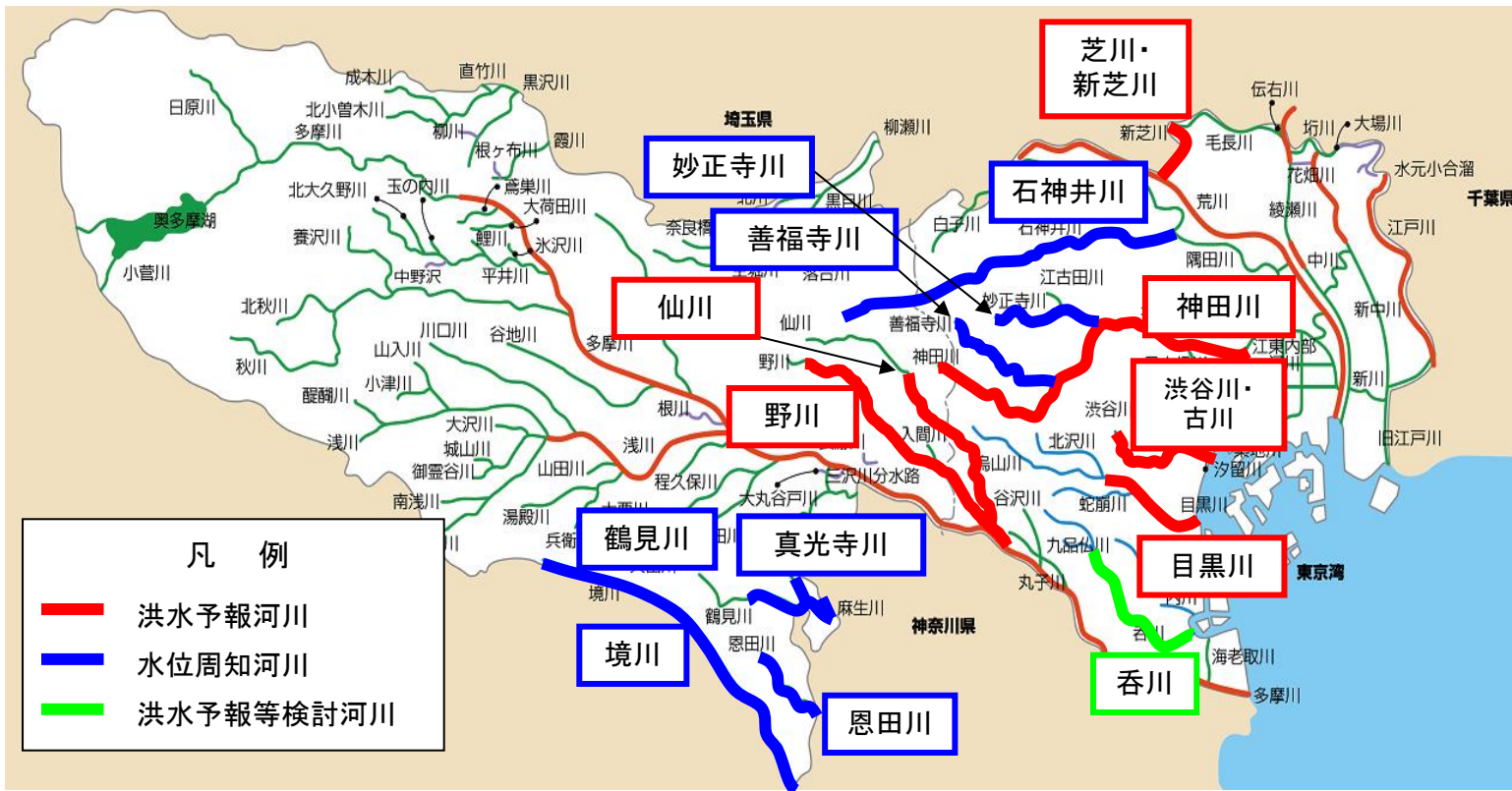
03-〇〇〇〇-〇〇〇〇(ホットライン)

洪水予報河川・水位周知河川対象

平成30年6月29日(金曜日)午前9時運用開始

水害危険性の周知

○洪水予報河川等に関する情報共有



<洪水予報河川>

(水防法第11条)

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、芝川・新芝川 合計8河川

<水位周知河川>

(水防法第13条第2項)

石神井川、善福寺川、妙正寺川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川 合計 7河川

(平成31年に呑川を指定予定)

<水害危険性を周知する河川> (水防法外)

平常時における浸水想定の情報として浸水予想区域図を公表しており、洪水時における河川水位等の情報として水位計を設置している河川 (浸水予想区域図 + 水位計 = 水害危険性を周知する河川)

綾瀬川、毛長川、隅田川、江古田川、新河岸川、白子川、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、霞川、成木川、黒沢川、多摩川、谷沢川、丸子川、入間川、三沢川、大栗川、乞田川、大田川、程久保川、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、川口川、南浅川、城山川、山入川、残堀川、谷地川、秋川、平井川、呑川、立会川 合計 37河川(都管理区間)

ICTを活用した洪水情報の提供

○ICTを活用した情報提供

東京都では、雨量・河川水位、河川監視用映像などの洪水情報を、インターネット等により提供している。また、氾濫危険情報等をTwitterにより提供している。

平成30年度に、ホームページの改修予定

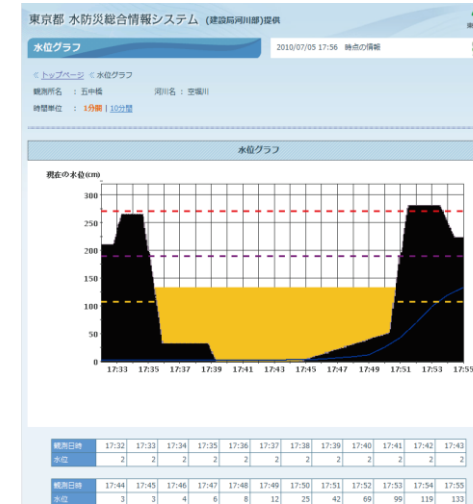
【ホームページ改修内容】

現在公開しているホームページについて、

- ・多言語化(英語、中国語等)対応
- ・スマートデバイス対応



雨量



河川水位



河川監視映像

水防災総合情報システムトップ画面

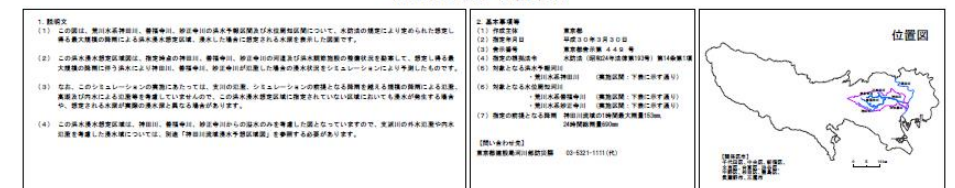
要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練の実施状況確認

国交省、都道府県

(水防法第14条)

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定

神田川、善福寺川、妙正寺川
洪水浸水想定区域図

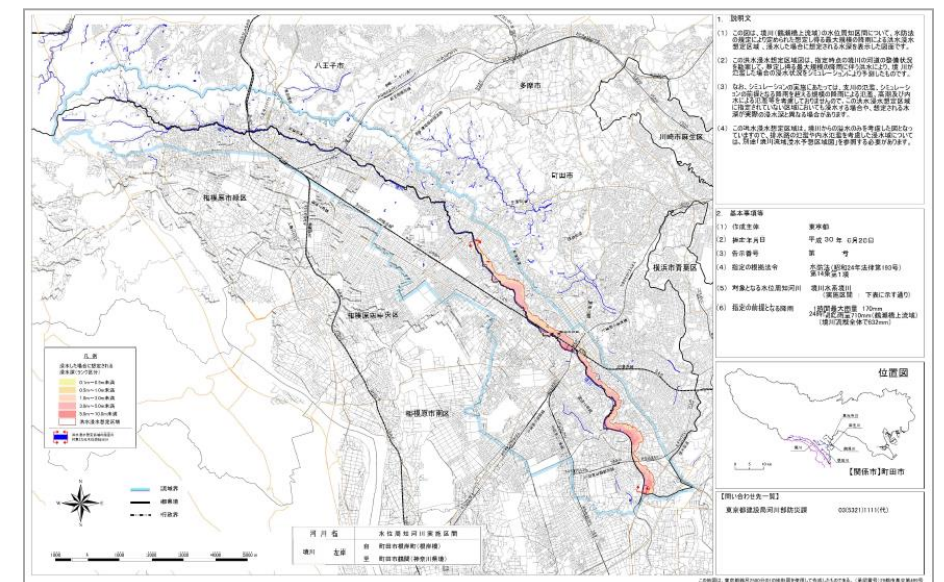


区市町村

(水防法第15条)

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

境川洪水浸水想定区域図

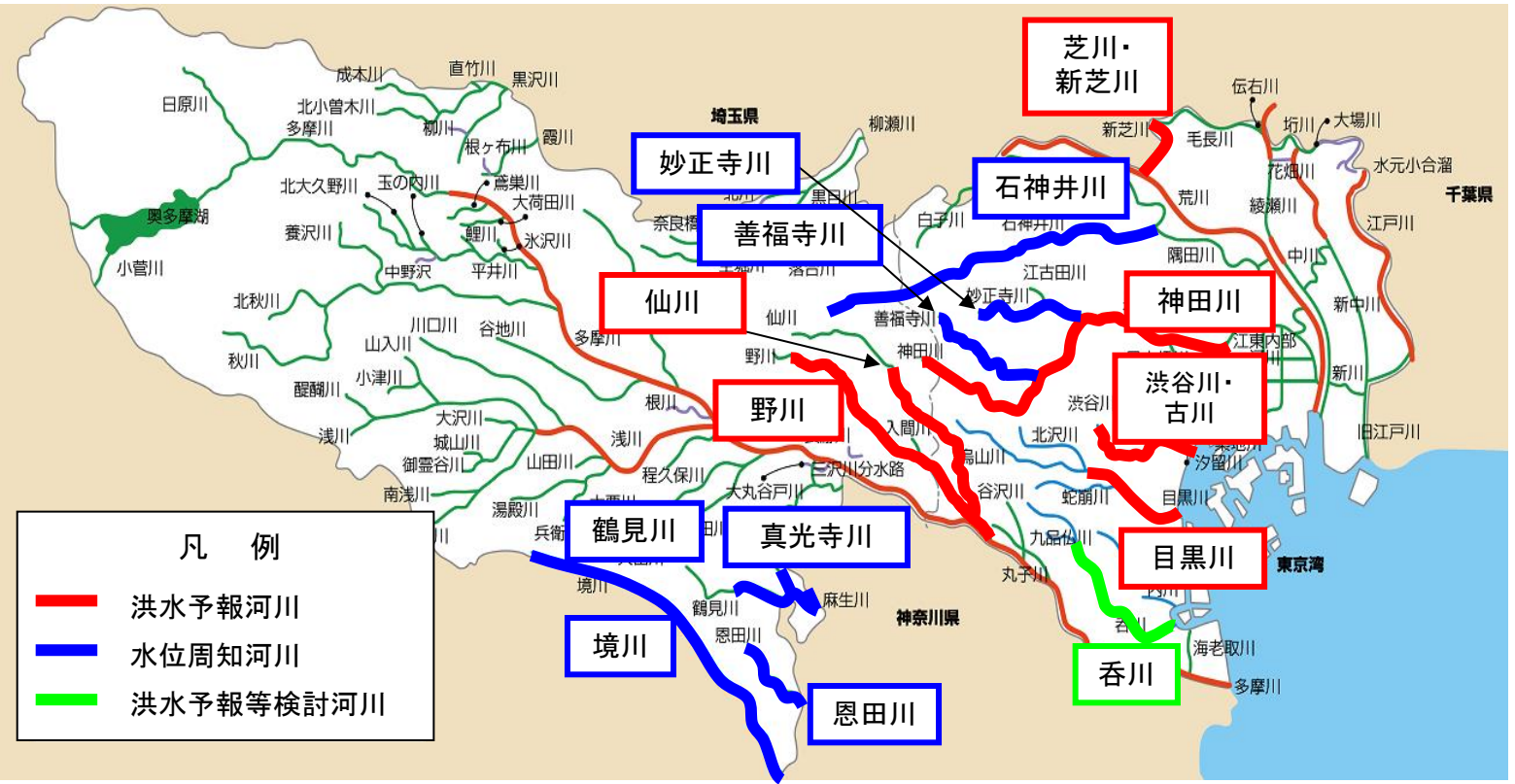


要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)

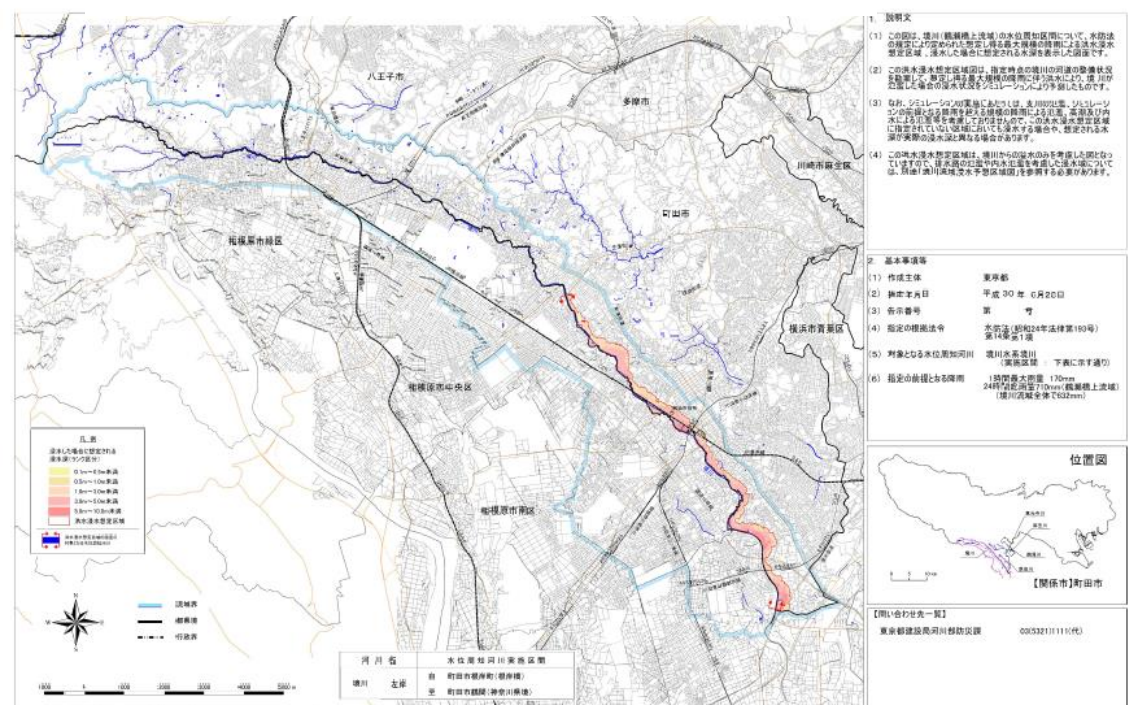
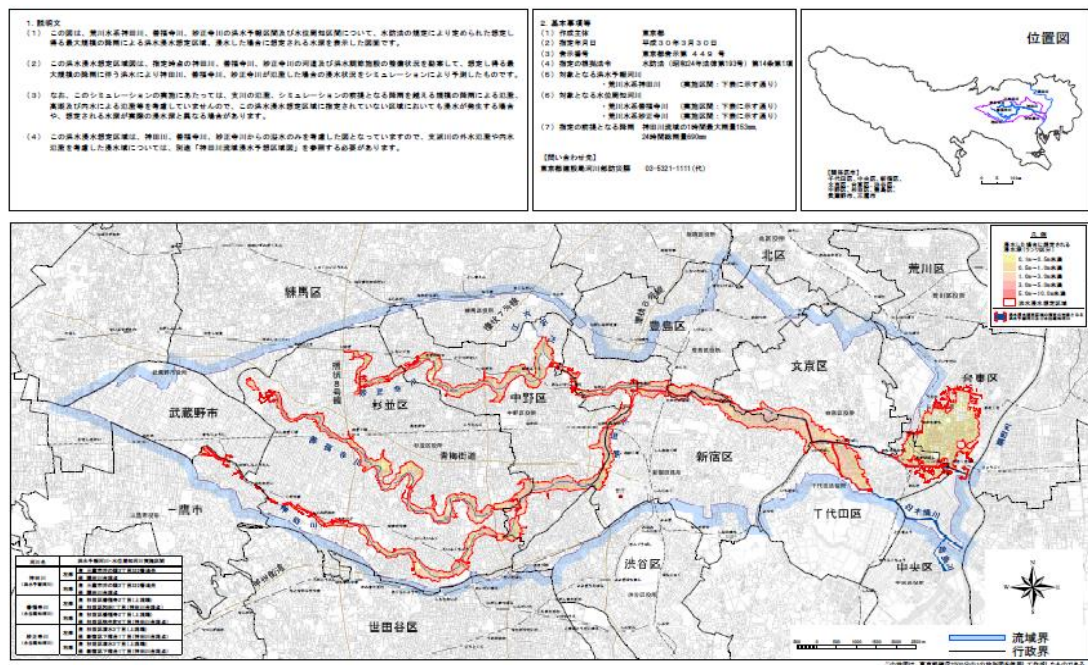
想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有



- 平成30年3月に神田川流域、6月に境川流域において対象降雨を想定最大規模に変更した洪水浸水想定区域図を公表
- その他流域についても順次作成、公表していく

神田川、善福寺川、妙正寺川
洪水浸水想定区域図

境川洪水浸水想定区域図



2) 的確な水防活動のための取組

2) 的確な水防活動のための取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ① 水防上注意を要する箇所の確認、水防資器材の整備等
- ② 水防訓練の充実
- ③ 水防に関する広報の充実
- ④ 水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討

■ 区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ① 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- ② 洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

水防上注意を要する箇所の確認、 水防資機材の整備等

○大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所や堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所など、洪水に対しリスクが高い区間の共同点検を平成28年度から、都建設事務所、区市町村、消防機関等で実施し、情報共有。



共同点検の実施状況

○水防資器材については、水防管理団体と河川管理者が水防倉庫等に備蓄しており、水防管理団体と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材に係る情報を共有し、適切に更新を行っていく必要がある。



水防倉庫と水防資器材

3) 氾濫水の排水に関する取組

3) 氾濫水の排水に関する取組

■ 氾濫水の排水に関する事項

① 排水施設、排水資器材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

○ 都では、10の建設事務所に排水ポンプ車を配備しており、順次緊急自動車の指定を行っていく。



国交省で配備している排水ポンプ車



4) その他の取組

4) その他の取組

■ その他の事項

- ① 堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）
- ② 樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保
- ③ 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援
- ④ 災害時及び災害復旧に対する支援強化
- ⑤ 災害情報等の共有体制の強化
- ⑥ 地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言

取組方針の構成【7章】

7 フォローアップ

毎年フォローアップを実施

- ・各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や東京都水防計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。
- ・原則、協議会及び幹事会を毎年開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

東京都管理河川の氾濫に関する 減災協議会

東京都建設局河川部